

「まちを楽しむ多彩な交通の充実」に向けた幅広い提案の募集 ～募集要項～

1 公募の趣旨

将来にわたり輝き続け、魅力にあふれた“世界都市”の顔として都心臨海部を形成するため、平成 27 年に策定した「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」では、都心臨海部の回遊性を高めるネットワークの強化に向けて「まちを楽しむ多彩な交通の充実」を施策の一つとしています。

そこで、東京 2020 オリンピック・パラリンピックなどを契機として、横浜を世界に魅せるため、まちの賑わいづくりに寄与する「様々な交通モードの導入」や「新たな技術に基づく事業展開」、「既存交通モードの拡充」や「更なる魅力化の取組」などについて、幅広く提案を募集します。

なお、本募集要項において、公募から取組の実施までの一連の工程を「本提案募集」と呼ぶものとします。

2 提案資格

応募者は、次の全てに該当する法人又は法人格を有しない団体（以下、「法人等」という。）とします。

なお、法人格を有しない団体とは、規約や役員を選任があるなど、組織としての体制が整っている団体に限ります。

- (1) 平成 28 年 10 月 27 日から現在までにおいて、法令等の違反による行政処分を受けていないこと。
- (2) 横浜市暴力団排除条例第 2 条第 2 号、第 4 号及び第 5 号に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等、同条例第 7 条に規定する暴力団員等との密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）又は神奈川県暴力団排除条例第 23 条（利益の供与等の禁止）第 1 項若しくは第 2 項に違反している事実がある者でないこと。
- (3) 会社更生法、破産法若しくは民事再生法の適用を受けていない者又は会社法による特別清算を行っていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

3 本提案募集の基本条件

本提案募集の実施にあたっては、次の項目を基本条件とします。

- (1) 都心臨海部における賑わいの創出、移動自体を楽しめる工夫、回遊性の向上、本市施策との連携、発信性・話題性の視点等を踏まえ、本市の魅力向上につながる提案とすること。
- (2) 整備及び運営等にかかる費用は提案者自らの負担とし、公費負担を伴わないこと。
- (3) 原則として、現行法規内で実施可能な提案とすること。
- (4) 関連する法令を遵守するとともに、必要な関係機関協議、許認可、免許取得等の関係法令等の手続きについては、提案者が行うこと。
- (5) 原則として、道路等の公共空間において実施可能な提案とすること。

4 本提案募集にかかる概ねのエリア

横浜駅周辺地区、みなとみらい 21 地区、関内・関外地区をはじめとした、都心臨海部再生マスタープランのエリア（別紙 1 参照）とします。

5 募集の概要及び対象

早期に実現可能な具体性のある提案のうち、①本格的に事業実施が可能と見込まれる提案（以下、「本格事業段階」の提案という。）、②社会実験から取組を開始する提案（以下、「社会実験段階」の提案という。）、さらには、③アイデアレベルによる提案（なお、将来的には本格的な事業又は社会実験の実施を目指している提案）（以下、「アイデア段階」の提案という。）まで、3つのレベルに分けて募集します。また、新たな交通モードや、既存の交通モードに新たなサービス等を付加することなど、幅広く提案を募集します。

なお、鉄道・路線バス等の公共交通のほか、以下の交通モードが既に実施中、又は実施が予定されており、これらの交通モードと重複するような提案をする場合には、その実施にあたって特に十分な調整が必要となります。

表 既に実施中、又は実施が予定されている交通モード

・観光スポット周遊バス あかいくつ	<平成 16 年 運行開始>
・横浜コミュニティサイクル baybike	<平成 26 年 導入開始>
・横浜港水陸両用バス（愛称：スカイダック横浜）	<平成 28 年 運行開始>
・連節バス	<平成 32 年 導入予定>

※それぞれの内容については、「13 参考」に記載しているホームページ等を参照してください。

6 提案書の内容

(1) 提案書は、別添の所定書式（様式 1～様式 4）により作成してください。

(2) 提案書には、次の項目の内容を記載してください。

- | | |
|---|---------|
| ア 提案者の概要 | <様式 1 > |
| イ 提案のレベル（①本格事業段階の提案、②社会実験段階の提案、③アイデア段階の提案 のいずれかを選択） | <様式 1 > |
| ウ 構成法人等の概要 | <様式 2 > |
| エ 提案の目的及び概要 | <様式 3 > |
| オ 誓約書 | <様式 4 > |

(3) 記載欄が不足する場合は、別紙の添付も認めます。

(4) 「(2) エ 提案の目的及び概要」については、提案の目的のほか、整備計画又は運行計画、運営や収支等の基本的な考え方、実現に向けての課題など、提案の概要がわかるものを、提案のレベルや内容に応じて記載してください。

7 申込方法

別添の所定書式（様式1～4）等により作成した提案書を、事前に電話連絡のうえ、次の提出先まで直接持参してください。

(1) 提出期限

平成29年12月26日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出部数

紙媒体：20部、電子データ：一式（PDF形式、CD・DVDに記録したもの）

※提出された書類一式は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 提出先

〒231-0017 横浜市中区港町1-1（市庁舎6階）

横浜市都市整備局企画部企画課 担当：佐藤、石川

TEL：045-671-2024

8 質問書の提出

本募集要項及び様式等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式5）の提出をお願いします。質問内容及び回答については、横浜市都市整備局ホームページ上にて公表します。質問事項がない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

平成29年11月10日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）、持参又は電子メール

《注意事項》

- ・ 郵送又は電子メールの場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。
- ・ 持参の場合は、平日午前9時～正午と午後1時～5時に、都市整備局企画部企画課にて受け付けます。

(3) 提出先

〒231-0017 横浜市中区港町1-1（市庁舎6階）

横浜市都市整備局企画部企画課 担当：佐藤、石川

TEL：045-671-2024

E-mail：tb-kikaku@city.yokohama.jp

(4) 回答日及び方法

平成29年11月17日（金）までに、横浜市都市整備局ホームページにて回答します。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/kikaku/>

9 選定方法及び取扱

提案書の内容に基づきヒアリングを行い、提案書の内容を総合的に評価し、公民連携により取り組む可能性がある提案を幅広く選定します。選定した提案については、所管局において実現の可能性について協議を進めるとともに、協定や覚書等を締結するなど、提案内容の熟度に応じた取組を進めることとします。

10 スケジュール

公募開始から取組の実施までのスケジュールは、次のとおりを予定しています。なお、ヒアリングの日時及び実施場所等の詳細については、提案者宛てに別途通知します。

表 公募から取組の実施までのスケジュール

日程	内容
平成 29 年 10 月 27 日（金）	公募開始
平成 29 年 11 月 10 日（金）	質問書提出期限
平成 29 年 11 月 17 日（金）	質問書に対する回答
平成 29 年 12 月 26 日（火）	提案書提出期限
平成 30 年 1 月～ 3 月	ヒアリング、審査・選定、所管局の決定
平成 30 年 4 月～	詳細協議、協定・覚書等の締結

11 評価委員会及び評価に関する事項

(1) 評価委員会

提案書の評価及び選定に関する審議は、次に示す委員会で行います。

表 評価委員会の構成

名称	まちを楽しむ多彩な交通の充実 提案募集評価委員会
所掌事務	・ 提案書の評価 ・ 評価の視点、評価項目の確認 ・ 評価の集計 ・ ヒアリング
委員長	都市整備局 副局長
委員構成	温暖化対策統括本部 調整課企画担当課長 温暖化対策統括本部 環境未来都市推進課長 政策局 政策課担当課長 政策局 共創推進課長 文化観光局 企画課長 経済局 経済企画課長 経済局 産業立地調整課担当課長 道路局 企画課長 港湾局 政策調整課担当課長 港湾局 賑わい振興課担当課長

	都市整備局 総務課長（副委員長）
	都市整備局 企画課長
	都市整備局 都市デザイン室長
	都市整備局 都心再生課長
	都市整備局 みなとみらい 21 推進課長
	都市整備局 都市交通課長

(2) 主な評価項目

提案は、次に示す項目や取組姿勢を踏まえて評価を行います。なお、全ての提案を一律に評価するのではなく、提案のレベルや内容に応じて総合的に評価します。

表 主な評価項目

共通	<input type="checkbox"/> 賑わいの創出に寄与するか <input type="checkbox"/> 移動自体を楽しめる工夫があるか <input type="checkbox"/> 回遊性の向上に寄与するか <input type="checkbox"/> 本市施策との連携が可能か <input type="checkbox"/> 発信性・話題性があるか
段階別	<input type="checkbox"/> (本格事業段階の場合) 本格的に事業を実施できるような、具体性・実現性の高い提案となっているか <input type="checkbox"/> (社会実験段階の場合) 社会実験を実施できるような、具体性・実現性の高い提案となっているか <input type="checkbox"/> (アイデア段階の場合) 将来的に本格的な事業又は社会実験の実施を目指せるような、有効なアイデアとなっているか

12 提案にあたっての留意点

提案にあたっては、以下の事項につきご了承頂いたものとみなしますので、提案者の責任のもと、必ずご確認ください。

- (1) 提案に関する関係者との協議には、非常に時間がかかることもあります。
- (2) 提案内容や協議の結果によっては、取組の実施ができないことがあります。
- (3) 提案のレベルや内容によっては、各種法令等の手続きが必要となります。それに加えて、都市計画決定の手続きや横浜市都市美対策審議会などへの付議等が必要となる場合があります。
- (4) 提案に対する選定は、あくまで協議の開始を意味するものであり、契約の成立は、同協議後の協定や覚書等の締結をもってなされるものとします。
- (5) 提案の採用・不採用にかかわらず、横浜市は提案及び協議にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費・調整費・資料作成費などの一切の費用、生じた損害等）の補填や賠償を致しません。
- (6) 提案の実現後は、本市の広報や PR 等の機会において、実現内容や成果物を利用・公表することがあります。
- (7) 提案（内容および提案書等の資料など）は、実現に向けた調整を行うにあたって、必要な範囲で、本市の各関連部署及び調整に必要な諸機関に、情報の公開・提供を行うことがあります。もし、

情報の公開・提供を望まない内容等がある場合は、その旨を明示してください。

13 参考

- (1) 横浜市都心臨海部再生マスタープラン

5. 都心臨海部強化に向けた考え方／施策②まちを楽しむ多彩な交通の充実

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/kikaku/toshinmp/toshinmp/toshinrinkaibumpsasshi.pdf>

- (2) 観光スポット周遊バス あかいくつ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/koutuu/kankou/akaikutsu/>

- (3) 横浜コミュニティサイクル baybike

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/toshiko/cc/>

- (4) 横浜港水陸両用バス（愛称：スカイダック横浜）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/basicinfo/torikumi/rinkaibunigiwai/suiriku.html>

- (5) 連節バス

建築・都市整備・道路委員会（平成 29 年 5 月 31 日）

報告事項（3）都心臨海部における連節バスを活用した新たな交通について（中間報告）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kiroku/iinkai/katsudogaiyo-h29-j-7.html>

14 問合せ先

〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1（市庁舎 6 階）

横浜市都市整備局企画部企画課 担当：佐藤、石川

TEL：045-671-2024